滝沢市観光協会観光PR用写真貸出に関する利用規約

（目的）

滝沢市観光協会（以下「協会」という。）が著作権を有する観光PR用写真の貸出について、著作権、保存、管理、その他貸出に関する必要な事項を定めるものです。

（貸出基準）

観光PR用写真使用について、次の項目に該当する場合は貸出が出来ません。

(1) 滝沢市の観光PRに供しないと認められる場合

　(2) 使用目的が公序良俗に反すると認められる場合

　(3) 紛失・損傷したことがある者の場合

（貸出方法）

貸出票（様式1）に必要事項を記入し、協会に提出してください。また、同一の写真を別の目的で使用する場合は、その目的ごとに申請してください。

（貸出条件）

観光PR写真を使用する場合は、次の項目に留意して使用してください。

1. 作品の著作権は、協会にあります。
2. 無断での転載、複製、販売、転貸することは固くお断りいたします。
3. 写真または画像データの持つイメージを著しく損うような加工の使用は固くお断りいたします。
4. 貸出期間は2週間以内です。貸出期間を延長したいときは、期日前に必ずその旨を連絡してください。

(5) 貸出枚数は、1回につき5点までです。

(6) ポジフィルムはフィルム面を汚損しないで下さい。

(7) 写真並びに画像データは、貸出した時の状態のまま返却してください。

(8) 写真並びに画像データを紛失・汚損したときは、代替品を提供し弁済してください。

　(9) 貸出条件及び貸出期間が守られないときは、今後の貸出をお断りいたします。

（使用許諾）

貸出票による使用目的が貸出基準に準じていると判断した場合は、貸付票を収受し、申請者に連絡いたします。また、貸出票申請の時点で、利用規約に同意していただいたものとみなします。

（成果品の提出）

貸出を使用して印刷した成果品1部を協会まで提供してください。また、ホームページに掲載した場合は、そのアドレスをお知らせください。

（免責事項）

写真並びに画像データを使用したことにより発生した事故・損害に対して一切の責任を負いません。

（利用の停止）

　これらの規約のいずれかに違反したことが認められた場合、協会はその出版物等の発行元に対し、以後、写真並びに画像データの使用を許可しないことができるものとします。

（貸付条件の緩和）

　協会会員が使用する場合、又は、協会が特別な利用があると認めた場合は、貸付条件を緩和することがあります。

　この規約は、平成19年1月4日から施行する。

様式１

滝沢市観光協会観光PR用写真貸出票

令和　　年　　月　　日

滝沢市観光協会　会長　殿

申請者

団 体 名

住　　所

担 当 者

電話番号　　　　（　　　）

下記の観光PR用写真の貸出を申請いたします。

記

１　申請内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 写真内容 | 種類(ポジ等) | 写真№ | 使用目的 | 備考 |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |

２　返却予定

　　令和　　年　　月　　日（申請日から2週間以内）←記入しなくて結構です

３　貸出・返却（※協会処理のため記入しないで下さい。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸出日 | 確認印 | 返却日 | 確認印 |
| 令和　　年　　月　　日 |  | 令和　　年　　月　　日 |  |